

第七回 参議院 法務委員会 會議 録 第八号

昭和二十五年三月九日(木曜日)午後一時五十二分開会

本日(の)會議に付した事件
○商法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(伊藤修君) これから法務委員会を開きます。

商法の一部を改正する法律案を議題に供します。昨日に引續いて逐條審議に入ります。

本日は第四章株式会社、第一節設立、百六十五條乃至百九十八條について先ず政府委員の御説明をお願いいたします。

○政府委員(岡咲惣一君) 百六十六條から御説明申し上げます。百六十六條はすでに御承知のように定款の絶対的記載事項を定めた規定でございます。この度の法律案におきまして授權株の制度、無額面株の制度を採用いたしましたのに伴ひまして、当然改正をいたしました。改正の最も重大な点は先日總括的に御説明申し上げた際にも触れて置いたのでございますが、定款の絶対的記載事項から資本の額というものの記載がなくなりまして、それに代るものといひまして「会社が發行する株式の總數並ニ額面無額面ノ別及數」それから「会社ノ設立ニ際シテ發行スル株式ノ總數並ニ額面無額面ノ別及數」というものが新たに加えられた点でございます。

現行法におきましては資本の總額は株金額の總額と一應一致いたします。關係上、特に又株式会社がこの資本団体たる本質を明らかに示すにおきまして、おの／＼百六十六條三號の「資本ノ總額」というものを特に掲げておるのでございまして、この度の改正によりまして無額面株式を採用いたしましたならば、資本の總額は幾ばくなるかというのを予め予測いたしますことは困難でございます。仮に額面株式のみを会社が發行いたします場合には、資本の總額といふものをお示すということにいたします。授権資本としての資本總額を現実に会社から拂込まれまして、いわゆる法律上の資本であるところの資本といふものとこの區別が困難になります。關係を考へますと、この授権資本の範圍、及び会社が設立する際に發行せられる株式の總數といふものは、金額で統一することは不適当であると申さなければなりません。従ひまして改正法律案の百六十六條第一項の第三号及び第六号におきましては、この授権資本並びに会社が設立される際に發行いたします株式の總數において表示いたします。ことにいたしましたわけでございます。次に問題になりますのは、授権資本の範圍、及び会社の設立の際に發行せられる株式の範圍と、株式の數を以て表示するのはそれによろしいが、定款から現実に拂込まれた会社の資本をなしておるところのその金額といふものを定款に記載する必要は果して

ないのであるかどうかということが問題になると考えます。これは結局、その便宜の問題に相成るわけでありまして、若し現行法によるに資本の總額といふものを定款の絶対的記載事項といたしますならば、無額面株式の場合におきましては、その表示において甚だ困難に遭遇いたします。場合によつてはこの定款の無効という問題も起つて来るかと思ひます。又仮にその点の困難は巧妙に抜け得たといひましたとしても、会社の設立後の新株を發行いたしました、資本の額の変更を見る度ごとに常に株主總會を招集いたしまして、特別決議によりまして定款變更の手續を取らなければならぬといふことになるわけでございます。そういったこととすると、新株發行を取締役會の専決事項といたしました授権資本の妙味は殆んど失われてしまふと申さなければなりません。この観点から申しまして、いわゆる法律上の資本といふものを定款に書くことは不適当と考へまして、これを除くことにいたしましたわけでございます。

次にこの定款の絶対的記載事項として附加せられましたもので御注意を煩わしたいと思ひますのは、百六十六條の第一項の第五号の規定でございます。これは御覽になりますように、新株引受権に関する定款に記載いたしますことになるとするのでございませう。新株引受のことは、その關係の條文の御説明のときに、やや詳細に申し上げたいと考へますが、旧株主の權利を害する虞れがあるという意味におきまして、アメリカ等におきましては、原則として旧株主に新株發行の際における引受権を與えるという建前をとつておりまして、最近におきましては、この經濟情勢その外会社が數種の株式を發行するといふふうな取扱をいたします關係上、新株引受権といふものが、とかく新株の發行を制約するといふ面が多くなりまして、非常に不便であるといふことから立法におきまして、或いは解限上も漸次旧株主に新株引受権を與えないという傾向をとつて、いかに承つておりますが、いづれにいたしましても、この旧株主に新株引受権が與えられるのであるか、與えられないのであるか、それとも一應與えるとしても如何ような形において制限せられるか、或いはこの会社の従業員、若しくは縁故者、その外特定の第三者に新株引受権が與えられるのであるか、ないのであるかといふふうなことは、この株主に与りましては極めて重大な關心事でありまして、故に、原

始定款におきまして、少くとも授権の範圍における株式の發行におきまして、新株の引受が如何ように取扱われるかといふことを明示するのが適當である、かように考へまして特に第五号の規定を設けた次第でございます。それから第七号にございまして最低發行価額につきましては、かねて御説明申し上げておりますので、これは省略いたしますことにいたします。

それから定款の絶対的記載事項のその外の点につきましては、現行法通りでございしますので、これ又改めて御説明申し上げることもないかと考へます。百六十六條の第二項は、これもしづば御説明したかと思ひますが、会社の設立に際して發行する株式の總數は授権資本の少くとも四分の一以上でなければならぬという趣旨を規定いたしましたのでございまして、第三項は現行法通りでございしますので、これ又説明の要はないものと存じます。

次に百六十八條を御説明申し上げます。これは、いわゆる定款の相對的記載事項に関する規定でございます。現行法の第一項の一号から三号までを削除いたしましたことが改正点でございます。第一号を削除いたしましたのは、第一号につきましては、四百四條、現行の四百四條に株式会社の解散原因に関する定款がございまして、その第一号によりまして、九十四條の第一号の規定を準用いたしております關係上、特に現行法の会社の存立時期、又は解散の事由を明記する必要がないかと考へましたのでこれを削除いたしましたのでございまして。この第二号にありまして數種の株式の發行並びにその各種の株式の内容及び數を定款に記載するといふ關係は、二百二十二條の第二項に新らしい規定を設けましたので、これ又必要がないこととなりましたので、これを削除いたしましたわけでございます。次に第三号の規定でございまして、いわゆる株式の額面以上の發行の場合には、その事項を定款に掲げる

という現行法の規定を削除した点について簡単に御説明申し上げます。現行法におきましては、株式を額面以上の価額を以て発行する場合に、額面超過額について各株主の拂込の義務があるとされておりますのは、株主の有限責任の唯一の例外であるとされまして、特にこれを定款に掲げまして有限責任の例外の責任を認める場合のあることを明らかにしたものでございまして、この改正案におきましては、この二百條の第一項の規定におきまして、株主の責任はその有する株式の引受価額を限度とする、言い換えれば額面額の額面株におきまして、額面額以上の発行をいたした場合であらうと、或いは無額面株式におきまして相当の価額においてこれを発行いたしました場合でありましようとも、いずれを問はず株主は、その株式の引受価額を限度として有限責任を負うものであるということを明らかにいたしました関係上、額面超過額につきましても、有限責任を当然負うのでございまして、額面超過額の拂込は、有限責任の例外であるという解釈を改正法律案においては許さないことになりましたので、特に定款に相対的記載事項といたしまして、これを掲げる必要がない、かように考えたわけでございまして、その外の点につきましては、現行法通りでございまして、説明を省略させていただきます。

次に百六十八條の二を御説明申し上げます。これも総括的な説明の際に申し上げておるのでございますが、会社の設立の際に発行する株式につきまして、如何なる種類の株式を発行するか、そうして種類株につきましては、先

程も申し上げましたように、二百二十二條の第二項の規定によりまして必ず定款にその定があることを必要といたすのでありますが、この会社の設立に当りまして、如何なる種類の株式を幾株発行するか、額面株を発行するか、或いは無額面株を発行するか、優先株を発行するか、或いは後配株を発行するか、或いは混合株を発行するか、その株式の種類とその数並びに株式の発行価額、それから無額面株を発行いたします場合に拂込剰余金として資本準備金に組入れる額、かかる事項は株式の発行に関する基本的な重要事項でございまして、故に特に發起人全員の同意を以てこれを定めるというようにいたしましたのでございまして。従いましてここに掲げました事項以外の事項は、發起人の過半数の決議によつて発行し、定めることが要求されますし、或いはその發起人の組合におきまして特に執行機関である發起人を定めた場合におきましては、その發起人において定めることは差支ないわけでございまして、一号から三号に掲げます事項は、特に重大なる事項であります。故に、これを發起人全員の同意を以てこれを定めるといふことにいたしましたわけでございます。

次に百七十一條を削除いたしてあります。この点につきましては、御説明申し上げます。現行法の百七十一條によりますと、第一項は「株式発行ノ価額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ズ」と規定いたしておりますが、これは改正案の二

百二條の第三項に新しく規定いたしましたので、必要がなくなつたわけでございます。次に現行法の第二項は「額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル金額ハ株主ノ拂込ト同時ニ之ヲ拂込ムコトヲ要ス」となつておりました。先程申しましたように額面超過額の支拂は株式引受人の有限責任の唯一の例外であるという点と、その金額は一体いつ拂うかということが問題になりますので、特にこの規定を掲げておるわけでありまして、改正案におきましては百七十一條の第一項にありましように「發起人ガ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ遲滞ナク各株ニ付其ノ発行価額ノ全額ノ拂込ヲ為シ」ということになつておりますし、又百七十七條の第一項におきまして「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數ノ引受アリタルトキハ發起人ハ遲滞ナク各株ニ付其ノ発行価額ノ全額ノ拂込ヲ為サシムルコトヲ要ス」ということになつておりますので、現行法の第二項はこれを存置する必要がなくなりましたので、これを削除いたしましたわけでございます。次に百七十二條から百七十四條までは條文の字句の整理に過ぎませんので説明を省略いたしますことにいたしたいと存じます。

次に百七十五條でございまして、これは株式申込証に関する規定でございます。申込証の記載事項につきましては百七十五條の二項に詳細な規定を掲げておるのでございます。すでに御存知のように現行法におきましては英米等にありましような目論見書主義を採りませんで、株式の申込人は専ら株式申込証の記載というものによりまして、会社の内容、その株式発行の

條件というものを知らうことにいたしております関係上、株式申込証の記載事項というものは甚だ重大な意義を持つわけでございます。改正案におきましてはその趣旨に従ひますようになるべく会社の内容、株式発行の條件というものを明らかにいたすように多少の修正を加えたわけでございまして、大体現行法の建前を踏襲いたしたのですが、新たに加えられましたものは第五号、第六号それから第八号、第十二号でございまして、第五号と第六号とは株式を申込みする者にとりましては極めて深い利害関係を持つことと認めますし、殊に改正案におきましては新しく償還株式というものを認めることにいたしました関係上、この第六号に関する事項は是非とも株式申込証に明らかにすることが適當であらうと考えたのでございまして。第八号は先程申しました百六十八條の二に代る事項ですが、従来の取扱によりまして、一応この定款を見ればここに掲げてある事項は察知し得るわけでございまして、改正法案におきましては發起人全員の同意を以てこれを定めましよう関係上、而も株式申込人にとりましては極めて重大な必ず知ることを要することでありましようが故に、この株式の発行内容を明らかにいたすことにいたしましたわけでございます。十二号が新たに加えられましたのは、この度の改正によりまして、名義書換代理人又は登録機関というものを会社は置き得るといふことにいたしましたので、これを置いた際には、株式移転の取扱関係を明らかにする必要があるもので、新しく十二号の規定を設けたわけでありまして、その外の点につきましては字

句を整理いたしただけでありまして、特に御説明申し上げることはないと考えます。次に百七十七條、百七十八條は字句の整理でありまして、御説明を省略させていただきます。

次に百八十條の第二項の規定について御説明申し上げたいと思ひます。第一項と第三項は概ね條文の整理に過ぎませんので別段申し上げることはないと考えます。第二項の規定は、いわゆる創立總會の決議の方式を定めたものでございまして「創立總會ノ決議ハ出席シタル株式引受人ノ議決權ノ三分ノ二以上ニシテ且引受アリタル株式ノ總數ノ過半数ニ當ル多數ヲ以テ之ヲ為ス」とこれは一般的、説明的に申し上げましたように、株主總會における特別決議の方式を改められましたのに伴ひまして、創立總會の決議の方式を株式總會の特別決議の方式に進じて改めたものでございまして。別段御説明することもないと思ひます。従前は引受人の頭數を主にいたしておりましたが、それを止めまして、議決權の數で行く、議決權の三分ノ二以上で決議をする、而もその三分ノ二以上が株式の總數の過半数に當るといふことを必要とするといふことにいたしましたのでございまして。

次に百八十一條、百八十三條、百八十四條、百八十五條は「監査役」を廃止いたしました新たに「會計監査役」を認めましたこと、その外授權資本制度を採用いたしましたことに伴ひまして必要なる字句の修正をいたしましたのでございまして。

次に百八十條でございまして、これはいわゆる設立登記に関する規定でございまして。この第二項におきまして登記事項を法定いたしております

次に百八十條でございまして、これはいわゆる設立登記に関する規定でございまして。この第二項におきまして登記事項を法定いたしております

が、授権資本制度、無額面株式及び名義書換代理人又は登録機関を採用いたしました関係上、これを登記いたすことになったのでございます。授権資本に開きましては第一号にございまして、第百六十六條第一項第三号に掲ぐる事項を登記いたさなければならぬということになつております。第三号は授権資本の様の事項でございまして、これを掲げることにいたしましたのでございます。授権資本を採用いたしました関係上、発行済株式の総数、額面無額面の別及びその数を登記する必要があるもので、五号といたしましたので、これを登記せしむることにいたしましたのでございます。次に資本の額は、これは株式会社が資本団体であるという性質上、後述することとを適當と考へましたので、第六号に「資本額」というものを規定いたしましたのでございます。名義書換代理人又は登録機関に関する事項は、第三号にありまゝに、百七十五條の第二項の十二号は即ちその規定でございまして、名義書換代理人又は登録機関に関する事項でございまして、これを掲げるということになつたのでございます。次に現行法によりまゝと、十号におきまして、「取締役ニシテ会社ヲ代表スル者アルトキハ会社ヲ代表スベキ者ノ氏名」というふうに規定いたしました。現行法は、この取締役は当然会社を代表し、又業務を執行する権限があると、特に会社を代表せしむべき取締役を定めた場合には、この取締役のみ会社を代表するのであるという建前をとつておりますが、改正案におきましては、取締役は当然会社を代表する権限はございませ

んで、特に取締役会において選ばれた代表取締役のみが会社を代表いたしますというところになつておりますので、この八号におきまして代表取締役の氏名を掲げるということにいたしましたのでございます。次に又現行法におきましては「数人ノ取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スル又ハ取締役ガ支配人ト共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハソノ規定」を掲げるということになつておりますが、改正法律案におきましては代表取締役が数人ありまして、これが共同代表するという制度は採用いたしましたが、この支配人と共同代表は廃止いたしましたので「数人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハソノ規定」を掲げるというふうに改めたのでございます。次に百八十九條は別段御説明を申し上げることはございませ

いで、取引の安全を害しておるのでございます。これに鑑みまして、権利は發起人の権利であらうと、他の一般引受人の権利であらうと、差別を設けさせんで、一様に当事者間においては譲渡を認めなければならない、会社は對抗できないということにいたす方が適當であると考えたのでございます。尤も現行法では、この發起人の譲渡行為は好ましいものではないことに鑑みまして、罰則を以て發起人の譲渡行為を禁止いたしておるのでございますが、これはやはりこの改正案におきましては引継ぎまして、別に條文を起しまして發起人の権利の譲渡に対しては罰則を以て臨むということにいたしましたのでございます。四百九十八條の第二項がその規定でございまして、

次に百九十二條の御説明を申し上げます。これは現行法にもあります原則を承継いたしたものでございまして、が、多少この規定の内容を変えたわけでございます。すでに御承知のように、会社の設立に當りまして株式の引受がないとか、或いは拂込がないにも拘わらず、会社の設立登記を終つたというやうな場合に、純理から申しますと、設立手續に瑕疵があるわけでございます。さなければならぬのでございまして、僅少な瑕疵のために設立手續を無効といたしまして、再び設立手續を開始しなければならぬというところにいたしました。これは、株式の引受が集団的に行われず建前上、善意の一般第三者、殊に株式引受人の権利を害することも多いのに鑑みまして、僅少な設立手續の欠陥は、發起人がこれを補充いたしまして、株式を引受ける義務を有し、且つ拂込の義務を有するということにいたしましたのでござい

ます。ところが現行法によりましては、發起人は連帶して株式引受をなす義務を負うというところになつておるのでございまして、言い換えれば株式の引受義務を負うのみでございまして、發起人が引受の意思表示をしなれば、發起人は株金を拂込む義務がないことになりまして、会社といたしましては、先ず發起人に引受の義務の履行を求めて、然る上に引受の責任を追及するという二段の手續を経なければならぬわけでございます。これは全く無用な手續を重ねることになりますので、これを改めまして、会社の設立に際して発行する株式について会社の成立後尙引受なきものがあるときは、發起人は共同してこれを引受けたものとみなす、法律上当然共同して引受けたものとみなすということにいたしました。法律上当然共同して引受けたものとみなされまゝ、二百三條の第一項の規定が適用されまして、共同して株式を引受けた者は連帶して拂込をなす義務を負うということになるのでございまして、發起人の責任を追及することが極めて明確に相成るわけでございます。第二項の規定は現行法通りでございます。第三項も同様でございます。第三項も同様でございます。第百九十五條が監査役を廃止いたしましたので、會計監査役の制度を採用いたしましたに伴う字句の整理でございまして、

次に百九十六條でございまして、これは現行法によりまして、發起人の責任を免除し得る場合を定めているのでございまして、發起人の責任の重大なことに鑑みまして、取締役と同様に取扱い、言い換えれば二百六十六條の第四項を準用する、即ち發起人の責任は総株主の同意あるのあらざればこれを免除することを不得ということにいたしましたのでございまして、二百六十七條乃至二百六十八條の三を準用いたしておりますのは、これは取締役の責任を追及いたしますために、いわゆる代表訴訟を認めたのであります。百九十七條は、代表訴訟を認めることにいたしましたのでございまして、百九十七條は、代表訴訟を認めるというところになりますので、全然無用な規定となつたのでございまして、これを削除いたしたのでございまして、次に百九十八條でございまして、

疑似發起人の責任につきましては、現行法によりまゝと、疑似發起人を發起人なりと誤認して株式の引受をなしたる者に対して、疑似發起人が發起人と同一の責任を負ふということにいたして、疑似發起人は会社設立の場合の資本充実及び損害賠償の責任のみを負ふことになりまして、不成立の場合における責任は全然免除するというところに相成るのであります。發起人の責任の重大なことに伴ひまして、又疑似發起人の責任を發起人と同一にするというところが適當ではないかと考へまして改めたわけでございます。会社不成立の場合の百九十四條に定める責任を疑似發起人が負うということにいたしましたのでございまして、

○委員長(伊藤修君) 以上の諸点に対するところの御質疑をお願いいたします。

○松井道夫君 百六十六條の規定について、お尋ねしたいのであります。第七号の「会社ノ設立ニ際シテ無額面株式ヲ発行スルキハ其ノ最低発行価額」というふうになつておるのですが、この「最低発行価額」これについては別に制限はないのですか。

○政府委員(岡咲恕一君)「最低発行価額」を規定いたせばいいのでございまして、その価額を如何ように定めるかという点につきましては法律上別段の制限は置いていないのでございませう。

○松井道夫君 この点について、額面株の方は現行法では二十円ということになつておつて、改正案の方でも維持されておると存するのでありますが、やはり会社の資本というものを或る程度確立したいという趣旨からではないかと想像されるのでありますが、無額面株式についても最低額額を定める方がいいのではないかと、その点について……

○政府委員(岡咲恕一君) 額面株式につきましても、松井委員のお尋ねのように、改正法律案の二百二條の第三項に「券面額ヲ下ルコトヲ得ズ」という規定を設けておりますが、会社が無額面株式のみを設立に際して発行するといふ場合には、発起人の全員の同意を経済上の良識に期待して委せて差支ないのではないかと、この法律で制限を置かなかつたわけでございます。尤もこの設立に當りまして額面株と無額面株を同時に発行する、こういうことは普通株のみでありまして場合には先ずないことと

考えます。優先株を額面株で発行する、そうして普通株を無額面株で発行するといふふうなことはこれはあり得ることと考へます。が、無額面株と額面株とも併存して発行いたしますような場合には、これは株主も平等と申しますか、一方は二十円拂込まなければ株主となり得ないのに、無額面株においてはそれ以下の額で株主になるというところは許されません。その意味において二百二條の第三項が制限として働いて来るというところはあり得るのであります。が、無額面株のみを発行するといふ場合には法律上は全然制限がありませんで、五円で発行してもよし、十円で発行してもよし、或いは五十円、百円、それは全く健全なる市場或いは会社の将来に対する見通しから判断されましてお定めになるということにして差支ないのではないかと考へたわけでございます。

○松井道夫君 今の御説明で会社の良識に委して置けばよい。それは尤もなのでありますけれども、そうしますと、額面株の方では一定の最低限というものが二十円というふうな決まつておるので、その権衡上おかしい。額面株式を発行する場合にもこれは勿論良識を以て決めるのであるものでありますけれども、ちよつとその辺権衡上おかしいように考へますが、その点を伺います。それからもう一つは、二十円という金額は現在の貨幣の価値からいいますと甚だ僅かなものでありまして、實際界でぼつ／＼その最低限を上げた方が適當じやないかという意見があつたと思うのであります。改正に當つてその点を考慮されたかどうか。

○政府委員(岡咲恕一君) 二つのお尋ねでございますが、一「括してお答え申上げたいと思ひます。額面株につきまして最低発行価額を二十円としたしておりますのは、現行法の建前をそのまま踏襲いたしたのに過ぎないわけでございます。この際額面株式の発行価額について無額面株式との均衡を考へまして、或いは経済上の要望、或いは実情と申します。現在貨幣価値が暴落いたしておりますので、二十円の価値必ずしも戦前の二十円とは等しくございませぬので、貨幣価値の変化に伴ひまして適當なる額面株式の最低発行価額というものを計上いたすことが適當かと考へましたけれども、現在二十円株、或いは五十円株というものの相当……相当と申すよりも、實は大部分の株式は五十円株、興行株その外特殊の株式は二十円株、或いは二十五円という株があるような実情でありまして、これを法律上当然變更いたしまして……

それから第二に伺いたいと思ひますのは、無額面株式の制度をこの際お探りになるについては、何かやはり従来の商法の会社の方法だけでは賄ひ得ない情勢下にあるのであるか。或いは又この無額面の株式というものの制度を採ること自体によりまして、我が経済界において大なる利益を期待して、もうられるかということについての、もう少し具体的理由を一つ伺いたいと思ひます。

それから尙これは一般にも言われているようであるが、元來無額面株式については専門家の人は別として、未だ日本においては誠にこれは未知の制度であつて、これが聊かも予備知識を持たない財界に対して突如としてこの制度が布かれましては、少しく実施上において困難が伴わないかと考へます。その点政府の方ではどう考へておられるのかを伺いたしたい。それで一番最初伺ひました会社設立の時期がいつれの手続を終り、どうしたかによつて会社が設立されたことと法的に見るものであるか、対内的と對外的と二方に分つての説明を伺いたしたい。私の考へ方はやはり会社の設立にはすべての株式の引受というものがやはり設立の成立条件じやなかつたかと思ひます。今百九十二條の改正法によりまして、会社が設立後に於いても引受なき株式というものがあつて、ことに於けるのであります。これがために根本的に会社設立の時期に対する従来の考へ方と異なつたる解釈をしなければならぬのであるかどうかという点を伺いたしたいと思ひます。

○鬼丸義齋君 第一にお尋ねいたしたのは、会社の設立ですが、会社の設立は如何なる手続を終つたときに会社が設立されたかというふうに解しているのかということと一点伺ひます。

○政府委員(岡咲恕一君) 第一点のお尋ねでございますが、この会社の設立

の時期の問題でございますが、これは現行の会社法の改正前におきましては、論議もございまして、只今鬼丸委員の御指摘のような点が御指摘のような解釈も行われたものと考へます。が、これを明らかにいたします趣旨を以てしまして、現行商法では五十七條の規定を設けて「会社ハ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス」ということになつたとして、登記の完了を以て設立されたものとするという取扱をいたすようになつてゐるのでございませう。百九十二條の問題は、当事者が注意深く誠実に仕事をいたしますならば、引受けない株式或いは拂込未済の株式というものは殆んどなくなるのではないかと考へます。が、万一不注意によりまして引受けない株式があつた場合、或いは拂込未済の株式があつた場合、若しくは引受けの取消された株式があつた場合、僅少な瑕疵によつて遡つて設立全部を無効にいたすということは、小さな瑕疵のために多数の利益を害すること甚だしいのであります。発起人に特別の責任を與へて、出資を完遂せしめるということになつたわけでありませう。

第二の無額面株の採用のお尋ねでございますが、實はこれも現在の日本における経済界が、アメリカにおきまするやうな無額面株という制度を受入れるという程度に熟してゐるかどうか、或いはさういふこの制度に果して適應して企業の発展のために寄與し得るかどうかどうだろうかというところは多少疑いを持つたわけでございますが、授權資本制度と無額面株というものは、理論的には必ずしも不可分なものではございませぬ。

の時期の問題でございますが、これは現行の会社法の改正前におきましては、論議もございまして、只今鬼丸委員の御指摘のような点が御指摘のような解釈も行われたものと考へます。が、これを明らかにいたします趣旨を以てしまして、現行商法では五十七條の規定を設けて「会社ハ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス」ということになつたとして、登記の完了を以て設立されたものとするという取扱をいたすようになつてゐるのでございませう。百九十二條の問題は、当事者が注意深く誠実に仕事をいたしますならば、引受けない株式或いは拂込未済の株式というものは殆んどなくなるのではないかと考へます。が、万一不注意によりまして引受けない株式があつた場合、或いは拂込未済の株式があつた場合、若しくは引受けの取消された株式があつた場合、僅少な瑕疵によつて遡つて設立全部を無効にいたすということは、小さな瑕疵のために多数の利益を害すること甚だしいのであります。発起人に特別の責任を與へて、出資を完遂せしめるということになつたわけでありませう。

さいませんけれども、取締役の株式発行の際に甚だ多くのものを期待する、取締役の賢明な判断によつて資金調達の際において十分弾力あり軌道性ある発行方法を認めるということが、資本団体としての株式会社企業を發展せしめる上に極めて合理的であるといふに考えますと、法律的には不可分じやございせんけれども、実際の面では甚だ深い結び付きを持つてございしますので、授權資本制度を採用するからにはここで踏み切りまして、一応無額面の株も採用して見ようということをお考えたわけでございす。法制審議会の委員の中には実業家の専門家がいらしたので、特にその委員を通して実業家の意見なり希望なりというものを確めて頂いたのでございしますが、全体といたしまして結構である、授權資本の制度を採用するからには、思い切つてその制度を採用するのがよろしいだろう。或いは多少実業界におきましても危険の念を持つておられる向もあるものでございしますが、全体といたしましてはむしろ賛成である、無額面株の採用につきましては、審議会或いは商工会議所におきましても殆んど反対的の論議があらまへんで、極めてこの点はならかに認めを願つたのでございす。外の点につきましては、随分白熱的な論議をなして、原案を作りましたときは大いに苦境に立つたこともございすが、無額面株につきましては、殆んど反対論はございせん、むしろ採用することが適當ではないか、ただその無額面株の発行なりその評価において不正、不当のことがある場合には、この責任を徹底的に追及し得る、又取

締役なり発起人の責任を明らかにするといふ措置を講じますことによつて差支ないではないか、こういう意見が支配的でございまして、採用いたすことにいたしましたのでございす。又先程の松井委員のお尋ねにも関連いたしますが、無額面株式の発行につきまして、設立に際して発行する場合は最低発行価額を定款に記載する、ところがその最低発行価額については法律上何らの制限がないということについては無額面株との対照上、やや立法上の手落ちではないかということも考えられるのでありますが、証券取引法の施行によりまして、株式の公募につきましては相当嚴重な公示主義を採用いたしておりました、非常識なる最低価額の決定、或いは非常識な価額における無額面株式発行というものは、それ自体会社の信用を害しますし、又証券委員会において十分これについて監督をせられるのでございすから、この点は公の監督と、それから企業の責任者である発起人、或いは取締役の誠実且つ賢明なる判断に委してやつて差支ないであらう。まあかように考えまして、多少危険の念を持たないでもございせんでしたけれども、採用いたしてもよろしいであらう、かように考えたわけでございます。

○鬼丸義齋君 私はまだ全体の改正案を読んでおりませんから、お尋ねについて甚だ不意な点があるかも知れませんが、お許し願ひたいと思ひます。この無額面の株式について、発起人の引受ける株についての価額と、一般公募の価額というものは、全然常に同一でなければならぬのである、即ちこの価額というものは単一価額でなければいけないのであるか、それとも時日の経過、或いはズレ等によつて多少売出した際に価額が、非常に好況のため高く売れる、或いは非常なる不良のため売れない場合には、売られなければその価額を動かすことができるかどうか、それから大体この立法の狙いとしては、額面価額の最低価額より上のものが多い、というふうな狙つておるのであるか、或いはそれとも額面価額では売出し得ないので資本を集め得ないというために、それをしも内輪に決定して売出すということもでき得るといふ利益等もある、こやういふふうに解されておられるのであるか、この点を一つお願いいたします。

○政府委員(岡咲忍一君) 第一点のお尋ねは、額面株或いは無額面株共通の問題であらうと考えますが、私は現在では法律上は発起人の引受ける株式についての発行価額というものと、公募される株式の発行価額というものと、間に差別が設けられることは、法律上差支ないのではないかと考えております。先日当委員会の事務局の方面からそのお尋ねがありまして、差支ないのではないかと考えておる、併し或いはこれは私の研究不十分で、もう暫く検討いたしまして、或いは誤つておりまするならば訂正の機会をお與え頂きたいと思ひますが、現在では差支ないのではないかと、最初発起人は或る額を以て引受けた、例えて申しますと、額面株についてプレミアムを附けて七十円で引受けた。ところが非常に会社に対する人氣が沸きまして、公募する際には百円にも百五十円にも相場が立つやうな氣配が見えた場合に、発起人としての善良な忠実な注意を以ていた

しますれば、やはりこの場合には百五十円の相場がするものならばそれに近い発行価額を定めることが発起人としての義務ではないか、かように考えますし、又適に七十円で引受けたところから、とても無理である、額面が辛うじての値段であるということになりまするならば、公募の際には額面五十円によつて発行するということも許されるのではないか、かように考えております。尤もそこに発起人が悪意で特に不当な利益を得る目的を以てやつたという場合には、任務懈怠として発起人は責任を負わなければならないことはこれは申上げるまでもないと思ひます。現に私共が噂を聞いておりますところでは、全く発起人は会社を設立して、そうして企業に奉仕するといふためではなくて、いろ／＼な方便を講じまして、先ず自分は非常に安く株を引受けて、極端に申しますと、権利株の状態においてそれを他に転売して利益を得る、或いは安く引受けておいていろいろ工作をして株価を煽つて、そうして煽つた状態においてその権利株を売つて、そうして免かれてしまふといふやうなこともあるやに聞いておりますが、これはもう明白に発起人の悪意のある任務懈怠の行為でございしますから、責任を追及されることは当然と考へます。法律的には発起人が株式を引受けて、全株を引受けない場合には募集することを要するということになつておりますので、二段に、先ず発起人の引受、それから第二に一般の発起人外の申込といふふうに分けて取扱ふことを、私は法律が禁止してはいないであらうと考えております。

次に第二のお尋ねでございしまするが、会社の設立に際しましては、私は経済的に申しまして無額面株を発行する必要も、又利益もないであらうと思ひます。例えば数種の株式を発行いたしますやうな場合には、これは額面株と無額面株を発行するということもあるかと思ひますが、普通株を発行いたしますならば、若し五十円が高きに過ぎると思へば三十円にいたしても二十円にいたしてもよろしいわけでございますから、先ず一応設立の際には額面株で発行せられることが普通ではないかと思ひます。ただ問題は会社の設立後会社が非常に發展をいたすという場合に、むしろプレミアム附の額面株を発行するより、思い切つてその際に無額面株を発行するといふことが会社にとつて経理上、或いは会社の信用を維持する上から考へまして、非常に有利なことである。殊に無額面株を発行いたしますと、資本に組入れられる額が多く組入れられます關係上、額面株におきまします場合より、相当多額の金額が資本に組入れられるといふやうなことに相成ります關係上、会社の信用を強化するといふ方面から申しますと、或いは額面株よりも無額面株を発行される方が適當であるといふ場合もあり得るかと思ひます。それから、会社が不況に立ち至りまして、会社の設立の目的なり、会社の資本必らずしも不良ではないにも拘らず、例えば現在のように非常に株式が氾濫いたしております、いわゆる株のインフレといふやうな時代に遭遇いたしますと、有力会社と雖も場合によつては額面を割つた株式を発行しなければならぬといふことになるかも知れない。そういう場合には無額面株とい

制度が非常に妙味を発揮いたします。額面が五十円であつた場合に、三十円の無額面株の発行をするといふと、眞の力を發揮するのではないかと思ひます。一体額面を割るような発行の場合と、額面を超過した発行の場合と、いづれにおいて無額面株が活用されるかといふと、私の知識も不十分でございますが、断定的なことはできませんが、少くとも会社が資金調達において非常な困難に遭遇いたしました。額面以下の発行が許されないという場合に、無額面株によつてその窮境を切り拓いて会社の資本を充実に企業を発展せしめるというこの機会を用いることはこれは明白であります。むしろその場合に威力を發揮するのではないかと考えております。

○鬼丸義齋君　そういたしますと例えは最低引受と申しますか、最低の価額を決めまして、その最低価額は決ましてもそれ以下の価額で以て売出すことも許されることになるわけですか。尙今度の改正について先程も御説明がありました百九十九條の二項を削除いたしました。権利株であろうとも法律上許されることになりましたときに、たまたまこの無額面株がその制度を布かれたといふことになりますると、例えば物一つ売却するといふような場合には、先ずその株式を……余り例としてはよくありませんが、ともかくも引受人の方で価額を安く引受けて、公募の方で非常に高くして売出してよい、而もいづれが上に釣上げて売つてよろしいといふ、いわゆる買ひ方の意欲を高めて高価な売り方をして行くことが会社資本の充実に一つの方法であり、同時に又當利会社の當利を狙ひと

いたしなすことはこれは言うまでもありませんので、これは好むと好まざるに拘わらずこの制度自体によつてそういうことはもう忽ちにして起るものと想像されます。そこで私はこの資本を集めるということが目的ではありましようけれども、非常な規定によつて不正を禁止してはおりますけれども、而もそうした不正の方法によつて不正な利益を、資本を集めるということとをこの制度によつて醸成するようなことになりはしないかといふことを非常に憂へる。先程本法案を立案するに當りまして、各方面の意見を徴されてこの無額面株式の発行については異論はなかつたという御説明がありました。が、學者間においてはそうかも知れませんが、學者間においてはそれよりも、本案が議會に運ばれて新聞に報道されましますや、各商工会議所あたりの實際の面に向つております者から見ると授權資本制度は勿論、又この無額面株式発行につきましても相当強力な反対の聲があるようであります。學者間の説と實際に當ります生産業者とが或いは会社、事業をやります現業者の方の側におきましては、相当これは強い反対意見もあるようであります。そうしたようなことで何らかいゆる会社組織の前途に対して一波紋を投ずるというふうなふうにも感じられます。この点十分考慮に入れてこの制度を採られたこととは思ひますけれども、如何にもどうも何らかいゆるの足らないと申しますか、用意の足らないと申します。株式界に一つの波紋を投ずるようなふうな制度ではなからうかといふことを憂へるのであります。不正行為によつて価額の釣上げ等を十分に防ぎ

得るものと、そうして所期以上の結果をもたらし得るという確信があるには相違ございませうけれども、一面におきましては、何だかまだ十分な用意が備わつていないのじやないかといふような感じがしてならないのであります。が、尙一つこの点についての率直なる御意見を願ひいたします。

○政府委員(岡田忠一君)　第一のお尋ねの無額面株式の発行につきまして最低発行価額を定めてある場合に、その最低発行価額をも割つて発行するといふことが許されるかというお尋ねでございますが、会社設立に際して発行いたします際に最低発行価額を割つた発行を許さないことはもとよりでございますが、会社設立後に一体最低発行価額を割つたことを許されるかという点ですが、私が現在考えておりますところでは、この金額はアメリカにおいてよく申されますスティート・パリーユを定めたものと考へておりませんので、会社設立後の発行におきましては最低発行価額を割つた発行も差支ないのではないかと。会社が設立に際して発行する際には少くとも資本団体たる性質上一定の金額が資本として資本、或いは資本に準ずべき資本準備金として会社に積立てられるといふことを、法律が強く要求する理由があるのでございまして、その意味におきまして第六十六條の第一項の七号を設けた次第でございませうが、その後の発行におきましては必ずしも最低発行価額といふものが発行の制約にはならないだらう、かように考へております。

それから第二の無額面株の発行に伴つて発起人に不正行為を激発せしむる虞れがないかというお尋ねでございますが、これは率直に申し上げますと、必ずしも善良なる発起人のみを期待し得ない現状を考へますと、実は発起人が権利株を譲渡するといふふうなことは徹底的に抑へたい、若しそういう事実があればこれを摘発いたしまして、罰則によつて抑へて行くという措置を講ずることが強く要望されるのではないかと思ひます。少くとも発起人は法律上はともあれ道徳的に考へますと、発起事務をやりながら、その権利株を他に譲渡するといふことは誠に不当なこととございまして許し難いと思ひます。法律も実はこれを禁止いたしておるわけでございますから、実業界からそういう悪風といふものが拂拭されるように政府としても努力したいと思ひます。産業界におかれましてもこの点は深く自肅されましてそういう悪徳の発起人といふものは再び産業界に顔を向けることはならないという相當高い倫理が守られなければならないと思ひます。私はお願いしたいと思ふのでございませう。で、権利株の譲渡させ発起人がいたしませんならば、会社設立後でなければ株式の譲渡は許されないと、特に株券発行後でない一応この譲渡は困難なわけでございますので、特に発起人が安く株を引受けておいて、そうして途中でこれを譲渡して、多額の不当な金額を得るといふことは、少くならぬのではないかと考へます。のみならず証券取引所の建前につきましますと、現にこの株式の発行関係につきまして、発起人が如何なる株式の引受をしておるかといふこの引受の態様につきましては、これは飽くまで登記でなければならぬといふになつております。又この株式

の申込書に、発起人が引受けたる株式の種類、数、その引受価額といふものは当然記載いたすことになつておりますので、若し発起人が甚だしく低い価額で引受けたりながら、一般公募の場合には又これを甚だ高い価額を以て公募するといふことになりましますと、それは発起人自らの責任を疑はれる原因にもなりますので、私は少くともこの株式申込書にこれを記載せしむることによつた関係、それから証券取引法が円滑に運用されている状態から考へますと、鬼丸委員の御心配になりますように、発起人が特に安い価額を以て引受けて、利鞘を稼ぐといふふうなことは、少くとも将来に向つては困難になるのではないかと。いふに考へますので、この点に關連いたしまして、無額面株は非常な不安を伴うといふ御心配は余りなさらないでよろしいのではないかと考へております。

次に授權資本制度と無額面株の採用について、現在実業の第一線から相當反対の聲を聞くではないかといふお話でございませうが、授權資本制度、無額面株を採用するといふことを考へまして、私が外部にも意見を發表いたしましたのは、一昨年の十二月であつたかと思ひます。で、その後関係官が、或いは実業家の団体或いは株式界の連中といふ……話をいたしました。私も二度そういふような席に参りまして、政府が考へている授權資本制度、無額面株といふふうなことを説明いたしましたこともございませうが、私共が当時触れた範囲では、これはとんでもない改正だ、日本の産業界に思ひない衝撃を與えるであらういふ

る会社もございまいし、或いは同分の一に止まる会社もあるかと存じます。これを要するに設立の際に発せらるべき株式の総数、額面、無額面の明を記載するということにいたしましたわけでございます。それから設立に際して額面と無額面の双方を発行する場合もあるか、その実益があるかというお尋ねでございますが、普通株を発行する場合には私は額面株のみ発行されだろうと思います。強いてこの無額株を発行する必要が殆んどないのではないか。或いはその会社の発行額面世式の発行額を二十円未満にいたすいう必要がある場合には或いはこの発行の必要があるかと思ひますけれども、先づこういうことは実業界の事勢から見ましても、只今お尋ねがありましたように、二十円という金額のその限度そのものがすでに低きに失するのではないかと思われまします。これは恐らくもう絶無ではないか、かように考えます。然らば額面株と無額面株並行して発行することがあるかということになるわけですが、これは普通株のみならばないと考えます。若しこの普通株に加えて優先株を発行する、或いは優先株においては利益配当において甚だ有利な株式である、そうして適当な期間にこれが償還されるという、うなことになりますというところ、額面株は五十円で発行いたしましたも発行条件が甚だ好ましいし、又遠からざる将来にこれが償還されるということになりますと、社債的な働きを持ちまするし、或いは償還株でございます。これは転換株になり、普通株に転換される、特に非参加の優先株であるといううような場合は普通株に転換される

いうことは非常に有利な条件を持つことになりまゝるので、この場合には額面が仮に五十円で発行された場合に七十円或いは八十円というふうな高値で発行されることもあり得るわけですから、この場合には優先株……償還附、転換附の優先株で無額面株で発行して発起人の規定によつて七十円でこれを売出すということも一部にはあり、資金調達の方法ではないかと極めて有利な調達方法ではないかと考えられるわけでありまゝ。

○松井道夫君 今の三号を讀みまするといふと、将来発行する株式の総数が決まつてゐる、最高の株が決まつておゐる、それから額面、無額面の別及数というものを規定しておるのであります。そのすべての株の内訳に更に額面、無額面のうち一つの株が決まつておゐる、これは融通することでもできないのではないかと、そういう気持ちもされるのであります。これは諸外国の立法例、或いはアメリカの立法例もこういうふうになつておるのかも知れませんが、これは大変不便なことではないかと考えられるわけでありまゝ。尤も私のこの三号に対する解釈が間違つておるのかも知れませんが、経済界の情勢によりまして額面株を発行するか、無額面株を発行する、いずれがいいかということを見ることができないという状態でありまゝ。これを何らかの形で彼は融通して残りを全部無額面にするのが適當だと思ふ。無額面でもやれたというふうなのが實際に経済界の現況に即した方法じゃないかと考えられますが、その点一つ。

○政府委員(岡咲惣一君) 松井委員の

御意見は誠に御尤もでございます。私共できればそういうふうになることが望ましいと思つております。三号の御解釈は松井委員の解釈通りで結構でございます。問題はこの株式の総数とそれから額面、無額面の別、え、明らかにすれば足りるので、額面、無額面の株数まで明らかにすることは会社にはむしろ迷惑な束縛を與ることになるのではないかと、お尋ねでございます。全くその通りだと考えますけれども、無額面株というものが十分國民に馴染まない關係上、会社が将来一体どういふ株式の発行の仕方をするのか、額面、無額面と書いておるだけでは全部無額面株を発行するかも知れませんが、先程丸委員のお尋ねがございましたように、従来馴れておゐる關係上、一種の安心を伴うわけですが、無額面株は一体どういふ工合に発行するのか、而もその額面は場合によつては予想外に低い額で発行されることがあり得るということになりますと、相当な不安を伴うだらうというところを考へまして一応現在の段階では資金の枠を決めます際に、苟くも無額面株を発行するならばその会社は無額面株については或る特定の数までしか発行しないのだということを明らかにする方が却つて國民に對して一種の何と云へば、安心感を與えるのじやないかと、こういうふうな意見がございまして、一応この額面無額面の別のみならず、更に数をも定款の記載事項としたのでございませう。若しこれが不自由なれば定款變更によりまして改めることは一向差支ないわけですが、定款變更をいたすことが一つの煩瑣な手續でございます。

するので、若し差支ないものならば三号における数というものは削る方が私は合理的であると考えております。現に大阪の商工会議所でございまして、この数を削ることが適當であるというふうな意見も出ておりますので、私共としましては若しこれは當委員會の御意見によりまして削る方がよいというふうな御意見が有力になりました際には、もとよりこれは削除することには反對いたすものでございませう。

○松井道夫君 それから今の百六十六條の二項でありまゝですが、その前に七号に關連してあります。設立の場合にはこの七号の規定によりましてこれも勿論登記されるわけになりまゝしうから、一般に無額面株がどのくらいで賣出されるか、これがどの程度資本金を構成しておるかということぐらゐ分るのであります。その後の発行の場合に、それが幾らぐらゐで発行されるかどうかというふうなところは、やはりいろ／＼の關係上登記その他で分つたら非常に便利だらうと思ふので、その賣出額、或いは債券発行額で、すか、そういうふうなものが設立の場合でなく、その後において発行した場合に分るようになつて頂きたい。

○委員長(伊藤修君) 今の御質問に關連してあります。第百八十八條の第六号の「資本ノ額」ということについて一応御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡咲惣一君) 無額面株式の発行額は登記事項ではございませう。第六号の「資本ノ額」と申しますのは、後の第二百八十四條の二の規定にございませう。資本の額でございまして、これは新株の発行を基に變更を受けるわけでございます。従つてその場合には、變更の登記をすることによつて改められて行く次第でございませう。それから、この無額面株式、或いは額面株式の発行額は登記はいたされませんが、株式申込書には明らかに記載されるわけでございます。即ち百七十五條の第二項の八号によりまして、百六十八條の二に關する事項を申込書に記載したわけでございます。それから、百六十八條の二の第二号に「株式ノ発行額」といふものがありまして、これはまあ登記ではございませうが、公示されることに相成るうかと考えます。

それから、会社設立後の発行につきましても、大株株式申込書によるということにいたしておりますので、これに記載されます。又取締役会において如何ように発行關係が決議されたかというところは、取締役会の議事録に必ず明確に記載いたします。そして各取締役の決定に対する賛否も議事録に明らかにいたすということに相成つております。この議事録は会社に備えて株主は何時でも閲覧し得るわけでございます。その登記はいたしませんけれども、発行額を如何に定められたかというところは株主は何時でも知り得るということになつておるわけでございます。

○松井道夫君 私のお尋ねしておるものは、これは発行額が分らなければ株主は申込ができませんのでありますけれども、株主はよく分るわけでありませう。その他の利害關係人に対して登記は株主の關係もありませうけれども、売買や第三者に対する何が多いのでありますから、会社の数やその他ずつと以前の

第二項とか第三項の発行はどうであるかというところを取決めて行くのは登記で分るのが一番簡單であるという意味でお尋ねしたのであります。

次に第百六十六條の第二項であります。が「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式の總數ハ会社ガ発行スル株式ノ總數ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ」ということになつておゐまして、どうも廃止されました前の未拂込の株式、あれが四分の一くらいになつておりましたので、まあその四分の一という数を引用されたのではないかと、私のような気がするのであります。私の感じからいたしますればすでに廃止されておる、而も當時よりもいろ／＼弊害があるというところで禁止されております。数字が現われて多少何らか味があるという感じがいたすのであります。この四分の一というところは本當に無額面株式というものを將來盛んにいたす、むしろその特長を發揮するという面からいたしますれば、何らかの制限を必要はないのではないかと、或いは同じ制限をするにしても四分の一という法理的根拠は分らないと思ひます。で、その辺の四分の一ということにいたしました経過、その他いろ／＼議論が出たと思ひますが、どんな工合か述べて頂きたい。又政府委員の御意見がありましたらばお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(岡咲惣一君) この設立に際して発行する株式の範圍を授權資本の株式の四分の一に定めましたのは、今松井委員の仰せのように従来の株式分割拂いの取扱の四分の一になつておつたということも一つの何と申しますか、緣由的な働きは持つたかと思ひま

すけれども、これは実は余り論議もございませんで、先ず授權資本の四分の一の程度は発行して会社が資本団体として企業界に乗り出すためには必要とする程度の資本であるのではないだろうか、この程度は尤も最初から会社が保有すべき資金であり、それは適當ではないか。それから或いは五分の一、或いは六分の一乃至十分の一というふうに定めてもいいのですが、この枠を余りに低くいたしますと授權資本の範囲が狭がりまして、言い換えれば取締役会に大きな権限を設定することになるわけでございまして、先ず大体四分の一の程度が適當ではないか。かように初め考えたわけでもあります。そうしてこの点につきましていろいろ産業界方面の意見を聞いて見ましたところによりますと、まあ一応適當な制限だろう、或いは五分の一にしても余り反対はなかつたかと思ひますけれども、大体授權の枠を四分の三にして置けばまあ大体普通の需要には応じ得るであろうというふうに考えられていたようでございまして、これに關連いたしました最初、法務總裁が諮問いたしました最初の原案には、その後の定款変更によりまして授權の枠を拡げる際には必ずしもこの四分の一というものに拘束されない、従つて発行済総株数の四倍、五倍、六倍とて会社が適當と考えられる範囲に授權資本を上げて行くことがむしろいいのではないか、そういうしませんが昨年來行われましたように、例えば三倍増資或いは四倍増資ということになりましたと、忽ち定款を変更しなければならぬので、それで折角取締役会に新株発行の権限を與えた妙味がなくなるので、これは株主

総会の判断に委せて、特別決議によるわけですから、特別決議によるような大多數の株主の意向に委せることにして、五倍或いは六倍の授權資本の枠の擴張もいのではないかと考えたのですが、これは四分の一という制限を初め置きまして關係ですか、相當反対がございまして、それは余りに取締役に大きな権限を與えることを株主總會が認めることになるので、やはり四分の一という制限は授權資本の枠の擴張の際にも一つの制限として働くという方が好ましいという意見が強くなりまして、三百四十七條の第一項にございまして、三百四十七條の枠も拡げる際にやはり四倍を超えてはならないということになつたわけでもあります。出發したときになつた四分の一というのは、必ずしもそう深く検討いたしたわけではございせんが、一応こういう基準が定まりますと如何にも四分の一が合理的なやうな印象を與えてしまひまして、三百四十七條の第一項に授權資本の枠の擴張の際には制限を加えるというところになつたのであります。実は四分の一につきましては、松井委員のお尋ねに対して少し不十分かと思ひますが、余り商法部会におきまして、或いは小委員会におきましても活潑な意見が生まれませんで、大体極めて常識的に妥當だと、こういうふうに入られたいやうに考えております。

○松井道夫君 次に百八十條であります。これは創立總會の決議で、現行法と比べると大變に定足数その他決議方法が嚴格になつております。まあ創立總會のみならず總會の決議方法が、特別決議の關係等で實際の事情と比べて二度も三度もやらなければならぬ、流会というやうなことになる。まして三度も繰返さなければいかん、又会社荒しといつた者達にその虚に乘ぜられる虞れがあるというやうな多くの非難が出ておるやうに聞いておるのではありませんが、創立總會でありますから、そういうた流会を繰返すというやうなことはまあないだろうと想像されましても、併しそう樂觀もばかりしておれないので、果して立案當局でこれで行つて行つて今の最も弱くなつておる經濟界に大きな負担をかけた、又今日の敗戦後の精神的な状態は頗る變態的になつておるやうに、会社の暴力的傾向とか、いろいろその他道徳的に非常にやがんだ状態に現在相成つておるやうな状況のうちに、この規定で行つて会社荒しといふこと、その他今の所有と經營の分離といったやうな當然の經濟界の原則といつたものから、非常に經濟界に大きな負担をかけるやうなふうにならないか、という自信が果してありであるかどうか、その辺をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(岡咲一君) 創立總會は会社の創立手續における最後の結果をつける重大な會議でありますので、やはりその總會の決議の方式は相當の嚴格さを持つておくことは必要ではないと思ひます。特別決議の方式を現行法も取入れておられます、それに倣ひまして改正法律案では百八十條の二項の規定を設けたわけですが、独占禁止法の外企業界の集中排除に關する一連の法律によりまして株式が分散される傾向のあることは、これは否定できないと思ひます。現行法のように総引受人の半数以上が出席するといふやうなことは、分散されてしまつた株式引受の状態を考えますと、殆んど不可能に近い。そういういたしますと、それに代る方法といふことになるわけですが、本日は手許に持つて参りませんが、特別決議の方式などは極めて嚴格でございまして、殆んど総株主に近い株主の出席並びに殆んど全員一致に近い程度の決議を要求しておつたかと記憶いたしておりますが、結局その決議の方式をどの程度にするかといふことは、只今お述べになつたやうに政策の問題かと思ひます。この三分の二以上の多数といふことが一つの重要決議の要件ではないかと考えます。これは出席した株式引受人の三分の二といふことになりまして、極く少数の出席者によりまして重大決議が可能になるわけでございまして、やはり三分の二の大多數の賛成を得ると同時に、その賛成者が総株数の半数以上に當る、言い換えれば議決権の過半数の決議によるというやうなことはやはり必要ではないか、これ以上に決議要件を緩めるといふことはちよつと私行過ぎではないかと考えまして、株主總會の特別決議と同様に一應議決権の三分の二以上で、且つ總数の過半数に當る多数という方式を取つたわけでございます。これがいわゆる總會屋によつて濫用され得る危険がないか、流会に次ぐ流会といふことになつては、結局会社の負担を増す、会社の負担を増すといふことは善良なる一般株式引受人の負担になるというわけですから、これは避けなければならぬといふことはお説の通りかと考えますが、これは少し理窟つばい言い方で恐縮とは思ひます。

が、株主に與えられた權利といたしましては、やはり議決権は非常に重大な權利ではないかと思ひます。頭から議決権が多くの場合行使されないで、株主乃至引受人の大多數というものは不在株主として、總會などには全く無關心であるといふのが實際なんです。それでよろしいというところであれば、それも一つの考え方でございますけれども、とにかく議決権といふものは尊重されなければならぬという立場を取りますと、やはり定足数と言ひますか、或る一定数以上の引受人なり株主が出席するといふことは、總會の議決権を尊重するゆゑになるわけでございまして、その限度を如何にするかといふことは、結局はポリシイの問題になります。アメリカなりイギリスにおける立法例あたりを斟酌いたしますと、議決権の三分の二以上で、そして總数の過半数といふことは先ず難やかな方式ではないかと、かように考えます。將來これが運用されて、万遺憾ないかどうか、政府はその確信があるかどうか、お尋ねでございますが、頭数をなくしたという点においては、何と言ひましても非常に会社当局にとりましては便利でございまして、創立總會でございまして、これは仮決議といふ方法も認めるわけには参らないので、どうも止むを得ない限度ではないか、この程度の決議方式であれば、これは企業界、産業界に対して非常な負担をかけたことにはなるまいと、かように考えたわけでございます。

○松井道夫君 成程、現行法の創立總會の方の形の引受人の半数以上、これは頗る現在としては、或いは大きな会社では実行不可能でありましよう

し、その点におきましてはこの新らしい規定が頗る結構であらうと思うのであります。先程も申しましたように、まあ創立のときであるからこれは大体において出席して呉れる人もあるかと考えられますが、この創立総会に限らず、今度の改正案は決議方法を非常に厳格にしておる場合が多々あるのであります。まあそれで先般の委員会でも少質問したのでありますが、衆議院におきまして前の会社等臨時措置法の内容と同じ会社の決議方法、招集方法で、決議方法を採用しておる、そういう方法ができることには政府委員、政府当局も賛成であるというお説であつたのであります。それから見ますると、当局といたしましてはどうも新改正法の建前がやや現状に対しては無理ではないかとも察するのであります。が、勿論私まだ衆議院で提出いたす案の内容を見ておりません。株主が一千人以上とかそういうふうな制限が仮に附いておるといたしますれば、それ以下のものにつきましては新法の建前で、すべて總會というものをやつて行かなければならぬというふうになるので、実業界では相当心配しておると存するのであります。経済界でそういう一休声があるのを当局は勿論聞いておられると思いますが、そういう意見に対しては一体どう思つていらっしゃるのか。

正案に盛つております方式、三百四十三條の方式につきましては、私の承知いたしております範囲では、大体に賛成されておるようでございます。会社法この度の改正は、来年の七月一日以前に施行するということになつておるわけですが、できればこの三百四十三條だけを切り離して、少し早目に施行することはできないであらうかというふうな話も承つた程でございます。三百四十三條の決議方式についてはむしろ一般には実業界は賛意を表されておると私は考えております。然らば今衆議院の法務委員会において何故臨時の便法を認める立案をされておるかということになるわけですが、これは恐らく關係方面の了解も得られまして、法律案として提案されるであらうと思ひますが、その法律案によりまして、公布の日から施行になりまして、実は商法施行までの期間適用されるという建前になつておるのでございまして、言い換へれば三百四十三條の特別決議方式は、むしろよろしい、この規定が実施されなければ現行法の頭数で行かなければならぬ、これは何といつても堪へ難い、殊に大会社、何十万株、或いは何百万株という株式が発行されて十数万の株主があるような会社では殆んど不可能である。何とか頭数を落とすという点は是非やつて頂きたい。そのために臨時の措置として会社等臨時措置法の建前を酌んだ暫定的立法をされたというので衆議院の方の法務委員会が立案されておるのでございまして、そういう経緯から見まして三百四十三條が真ちに施行されるならばその暫定的立法の必要は半ばなくなるのでございまして、三百四十三條について

では大体実業界は賛成であると、かように承知いたしております。
○松村眞一郎君 私ちよつと質問したいのですが、この無額面の発行ということについて、私は疑問を持つておるのですが、この百六十八條を見ると「無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額」という書き方をしているが私は組入れざる額というよりも、入る額の方が大事ではないかと思ふ。組入れざる額というのは意外である。元來この思想は無額面株式を発行するには割引株式と違つた形で同じ効果を得ようというのが重点である。組入れないのは何も問題でない。どうしても株式会社としては資本維持の原則というものがなければならぬ。これは私の考えです。だから組入る額といふことから出発点にしなければならぬといふのが一つの点。それから最低発行価額を決めるには設立の場合のみであると、途中でも最低発行価額を決めてもよくはないか多々あります。――并ずる、そういうことを考えておられるかどうか、そうすると更にさつき申した議論に入るのであつて、資本に組入る額といふことを決めて置いた方がいゝのではないか、非常に区々になつて幾ら金額が入るか分らない。だから資本維持の原則から行かないと計算が確定でないと思ひます。そういう考え方が、ここに欠けているんじゃないかといふこと、それから最低価額であるといふところ、な申込みがあるわけですね。その場合に最低価額よりも高く売つて最高よりも低いといふところ、資本維持の金額を決めてもいいんじゃないかといふ気が私は起る。このやり方はいつでも最低価額を標準にして

その中からその資本の金額を出すことを考える。そういうことを何も限定する必要はないんじゃないか。最低を維持すれば最高まで沢山区々になつた場合にそれよりもちよつと上のところに資本の維持を決めてもいいんじゃないか。元來割引発行の代りに無額面の発行をこれではやるのでありますから、非常にこれは折角の無額面の発行を認めるならば、私言つたように自由に決めていいんじゃないか。資本に組入る額、それを法文の議論で行くといふと四分の一を超えないような工合にしよといふようなことがどこかに書いてありますが、資本維持のところに、これは計算的のことになりますから関連して議論しなければならぬと思ひますが、二百八十四條ノ二です、其ノ発行価額ノ四分ノ一ヲ超エザル額ヲ資本ニ組入レザルコトヲ得」と書いてある。私はこれだけならば資本に組入るべしといふ考えから立法されなければならぬといふのが私の考え方である。そういう考え方をなせしなかつたか。元來資本の額といふものはこれだけであるといふことを二百八十四條ノ二の一項に書いてある。資本維持の大事なこと十分分つておる。それならば資本維持の金額から決めるのが当り前である。組入れられない金額は幾らでも差支ない。組入る金額が大事である。資本増加のためにやるのですから、どのくらいの資本増加をするか多ます――并ずるのであるから予想以上に入つて来れば結構である。それは利益として見ればいいのであるから、会社の確実な計算から言へば、資本維持の原則を徹底して行かなければならぬ。それは徹底しておりますから、そ

れと同時に株券の中に最低発行価額を掲げていいのではないかといふことを考えることが一つ。もう一つは二十円を下ることを得ずという規定がある間は、無額面の株式を発行されても自然五十円、今日は五十円が市場の慣例でありますから、額面の株式の形にはないが、無額面の方が引摺られるのではないかといふことを私は考えますが、その点如何ですか。大体五十円を標準にして最低発行価額は二十円になるか三十円になるか知りませんが、とにかくそんなところに引摺られるのであつて、幾ら無額面といつても額面の形に引摺られて行く傾向を持つてゐるのではないかといふ点、そういうような点を御答弁願ひたい。
○政府委員(岡咲恕一君) 松村委員のお尋ねになりました資本に組入れざる額といふことの表現が不適当ではないか、むしろ資本に組入る額といふようにするのが適當ではないかといふお尋ねでございますが、御指摘になりました二百八十四條ノ二にございまして、元來無額面株式を発行いたしました際には発行額の金額が資本となるものでございまして、これが申すまでもなく資本充實の原則というものを現わすという意味におきまして、一応総額を以て資本を構成するといふ原則を明らかにいたしましたのでございまして。ただ例へて申しますと、額面株を発行いたしました際にはその額面株が五十円であるものが仮に百円なり、或いは百五十円が発行された場合には、五十円のみが資本に組入れられまして、あとの残額は現行法におきましては資本に組入れられませんが、改正法案によりまして、それは資本準備金として資本に準

ずる金額として積立てるという制度を認め、おきまします。その額面株式の発行との関連におきまして無額面株式でも相当高い対価を以て発行せられ、また際には一部これをいゆるペイ・イン・サンプラスとして組入れないということを認めることが権衡を保つゆえである。かように考えまして、資本に組入れざることを認める金額を二百八十四條ノ二において認めるのでございます。従いまして何にも発起人組合において決定いたしませんらば、これは当然金額が資本に組入れられるわけでございます。併しただ相

發行して一向差支ない。その思想が、初めから全部は組入れないという思想で出發しておる無額面の制度を、原則として組入れるならこれは計算上の問題である。計算の書き方と、思想の書き方と混同した議論である。私は思う。思想通りに條文は書くべきであらう。こういうのが私の考えです。それからこれ以上議論しません。靜かにお考えになれば私の方が正しいということはお分りになると思います。

○政府委員(岡咲忍一君) 松村委員のお尋ねですが、多少誤解がありではないかと思ひます。と申しますのは、無額面株式は仰せのように券面額の拘束を受けないという点で券面額以下に發行される場合がござりますけれども、額面を超えて、言い換えれば、通常五十圓額面株式であります場合に七十圓、八十圓で無額面株式を發行する場合も決して少くないと考えます。資本に満たない金額で發行するといふのではございませんで、若し額面額を割つて無額面株式を發行するといふ場合には資本に組入れざる額を決めるといふような発起人もおるまいかと思ひます。これは素直にお読み願えれば分ると思ひます。

○松村眞一郎君 いろいろことをおつしやるならば無額面にやりまして、發行額より更に大きな金額を資本に組入れるといふことを書いてよろしいのですか。割引と同じことをやるのですから、發行額よりも大きいものを資本として計上する、その方が健全である。割引發行は僅かの金しか取れない。そして資本維持の外に更に額面を維持しなければならん責任がある。それであるならば無額面の場合にもそう

いう考えを持つてよからう。無額面で發行するけれども、發行額を見ると十萬しか入らない。併しながら資本の総額としては二十萬円と認めるというお考えがあつて立法が、できておるかという、そういう考えは入つていない。それがいけないと申しておる。無額面なるが故に一部を資本に組入れざることを得という思想はいけない。無額面であるけれども更に發行額より大きいものを資本として計上するといふお考えをしなければならぬ。それが抜けておる。

○委員長(伊藤修君) 靜かにその点はお考えを願ひまして、又逐條審議のとき御両君に願ひします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十四分散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 鬼丸 義齋君
岡部 常君
宮城タマヨ君

委員 齋 武雄君
松井 道夫君
松村眞一郎君

政府委員 佐藤 達夫君
法制意見長官 岡咲 忍一君

檢 (法制意見長官) 事
室(第一局長) 岡咲 忍一君

昭和二十五年三月二十七日印刷

昭和二十五年三月二十八日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 序